

意見		対応方針		計
				35
①紙類				4
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	改定案では、印刷用紙にて使用されていた利用割合という言葉を変更に伴って変更されているが、配合率は実配合として製品単位で割合を明確にできるもの、利用割合はクレジット方式で運用されており、製品単位では明確にすることができないため、利用割合の言葉が適していると考えている。	今般の改定案では、現行の判断の基準において設定している古紙パルプ配合率の最低保証(40%以上)を撤廃するとともに、用語として「配合率」と「利用割合」を統一したものであるため、原文のとおりとします。用語の統一により、従前からの運用を変更するものではありません。引き続き、古紙パルプは古紙パルプ配合率の定義のとおり算定し、森林認証材・間伐材等のパルプ材はクレジット方式による運用が可能です。		2
	改定案では、総合評価値算出における古紙パルプ配合率で「最低保証の」が削除されている。古紙パルプを配合する場合、古紙パルプ配合率は下限値管理を行っているため「最低保証の」を残し、一方で古紙パルプ配合が必須ではないことを示すため古紙パルプ配合率の範囲として0以上100以下を追記するのが適切である。	今般の改定案では、現行の判断の基準において設定している古紙パルプ配合率に係る最低保証(40%以上)を撤廃することに伴い削除したものです。		1
	印刷・情報用紙の用途として使われる素材としては、炭酸カルシウムなど無機物を主原料とする複合素材(無機・有機複合マテリアル)を使用したシートなど、リサイクル性(循環配慮設計)が担保され、再生可能資源としての実績がある製品が存在する。印刷物として使用する用途・目的が明らかであって、使用部位、廃棄又はリサイクル方法やリサイクル適性を記載すればグリーン購入の対象となるという認識で良いか。	印刷用紙は「紙類」の特定調達品目(国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)の1つですが、炭酸カルシウムなどの無機物を主要材料とするものは特定調達品目の対象ではありません(情報用紙についても同様)。グリーン購入法の運用上、主要材料とは、原則、製品重量の50%以上を占める材料を指しています(「グリーン購入の調達者の手引き」等参照)。		1
②文具類				5
文具類共通	プラスチック代替品で環境負荷低減効果が確認され、リサイクル性(循環配慮設計)が担保された新素材を使用した製品(プラスチック代替品)については、グリーン分野の新産業育成の観点からも再生可能な製品として対象に加えていただきたい。	文具類に係る判断の基準については、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、前記の素材以外の代替品は対象外です。 なお、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加に関するご意見等は別途ご提案をお願いいたします。		1
	「無機成分を主成分とする無機・有機複合マテリアルのJSA規格(JSA-S1008)」の対象である、主要な構成素材が一種類の無機物で、その総量が質量分率で50%を超え、かつ熱可塑性樹脂と熔融混合して得られる無機・有機複合材料の場合、主要構成素材である無機物と熱可塑性樹脂を分離することなくマテリアルリサイクルが可能であるため、再資源化が可能な素材としてグリーン購入の対象に加えていただきたい。			1
	ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率、森林認証パルプ、間伐材等パルプの合計が0~100%、管理木材パルプ配合率が0~75%であることに修正いただきたい。	本年度は印刷用紙に係る判断の基準等の見直しを先行して実施しました。紙製文具については、本年度の印刷用紙の検討結果、紙・板紙の市場動向等を踏まえ、令和6年度において判断の基準等の見直しの必要性及び見直しが必要な場合の優先順位等について検討を実施します。 なお、ノートのうち、塗工されているものについては、塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこととしています。		1
ノート	紙の原料は古紙パルプ配合率、森林認証パルプ、間伐材等パルプの合計が0~100%、管理木材パルプ配合率が0~75%であることに修正いただきたい。			1
クラフトテープ、両面粘着紙テープ、事務用封筒(紙製)、窓付き封筒(紙製)	紙の原料は古紙パルプ配合率、森林認証パルプ、間伐材等パルプの合計が0~100%、管理木材パルプ配合率が0~75%であることに修正いただきたい。			1
③オフィス家具等				1
オフィス家具等共通	プラスチック代替品で環境負荷低減効果が確認され、リサイクル性(循環配慮設計)が担保された新素材を使用した製品(プラスチック代替品)については、グリーン分野の新産業育成の観点からも再生可能な製品として対象に加えていただきたい。	オフィス家具等に係る判断の基準については、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類(棚、収納用什器及びディスプレイスタンド)である場合について定めたものであり、前記の素材以外の代替品は対象外です。 なお、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加に関するご意見等は別途ご提案をお願いいたします。		1
④画像機器等				1
コピー機等	画像機器等の判断の基準<共通事項>①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したのものとなっているが、全基準への整合が必要と読み取られる懸念があるため、「及び」でなく「または」に修正すべき。	定量的環境情報の算定等に当たっては、ISOの各規格や「カーボンフットプリントガイドライン」、加えて国際的な規格が制定された場合に、いずれかの規格により算定等を実施すればよいことを想定しています。 なお、カーボンフットプリントガイドラインは、原則としてISO 14067に沿った要件事項となっており、これまでISO 14067等に基づくカーボンフットプリントの取組を行ってきた事業者にとっては、追加の負担が生じることは想定しておらず、ご懸念には当たらないものと考えております。このため、原文のとおりとします。		1

意見		対応方針	計
⑤温水器等			17
ガス温水機器	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進において、配慮事項1を追加することに賛成する。そのなかで、「ライフサイクルCO ₂ の定量的環境情報の算定」は製品によって難易度が異なり、とりわけ部品点数の多い機器においては部品メーカーまで算定を行う体制が整っていない場合があるため、見直しにあたっては業界団体や製造メーカー等へのヒアリング等を行っていただき、意見を十分に反映する形で進めていただくことを要望する。	定量的環境情報(カーボンフットプリント)の算定等の追加に賛同いただきありがとうございます。今後、定量的環境情報の算定等については、業界団体、製造メーカー等の取組の進捗状況やご意見等を踏まえ、関係省庁と連携の上、適切に対応したいと考えております。	1
	潜熱回収型ガス温水機器を普及促進することに賛成する。	-	3
	都市再生機構や公営の集合住宅においては、その建物構造に合わせた専用のガス給湯器が設置されている場合もあるため、業界団体、製造メーカー等へのヒアリング等を行っていただき、意見を十分に反映する形で進めていただくことを要望する。	ご意見を踏まえ、用途・通気方式の区分別のエネルギー消費効率の達成レベル等に基づき、変更することとします。	4
	潜熱回収型ガス温水機器はドレン排水の取扱等の課題があり、建物の構造上当該機器の導入が困難な場合もあることから、業界団体、製造メーカー等へのヒアリング等を行っていただき、意見を十分に反映する形で進めていただくことを要望する。		3
	潜熱回収型ガス温水機器はドレン排水の取扱等の課題があり、建物の構造上当該機器の導入が困難な場合もあることから「建物構造等の制約によって潜熱回収型ガス温水機器の導入が困難な場合においては判断の基準③を免除できる」旨を備考等に追記いただきたい。		1
石油温水機器	従来のエネルギー消費効率90%以上に相当するエコフィールでは、直圧式のエネルギー消費効率(モード熱効率)81.3%、貯湯式のエネルギー消費効率(モード熱効率)74.6%のものもあるため、変更を要望する。	ご意見を踏まえ、用途・加熱方式の区分別のエネルギー消費効率の達成レベル等に基づき、変更することとします。	2
	判断の基準②について、国などの各機関や地方公共団体等における住宅においては、その建物構造に合わせた石油給湯器が設置されている場合もある。既築住宅の買換えの際にはドレン排水の取扱い等の課題があり、潜熱回収型の導入が困難な場合もあるため、実態に則した基準に変更いただきたい。		2
ガス調理機器	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進において、配慮事項1を追加することに賛成する。そのなかで、「ライフサイクルCO ₂ の定量的環境情報の算定」は製品によって難易度が異なり、とりわけ部品点数の多い機器においては部品メーカーまで算定を行う体制が整っていない場合があるため、見直しにあたっては業界団体や製造メーカー等へのヒアリング等を行っていただき、意見を十分に反映する形で進めていただくことを要望する。	定量的環境情報(カーボンフットプリント)の算定等の追加に賛同いただきありがとうございます。今後、定量的環境情報の算定等については、業界団体、製造メーカー等の取組の進捗状況やご意見等を踏まえ、関係省庁と連携の上、適切に対応したいと考えております。	1
⑥役務			5
印刷	印刷・情報用紙の用途として使われる素材としては、炭酸カルシウムなど無機物を主原料とする複合素材(無機・有機複合マテリアル)を使用したシートなど、リサイクル性(循環配慮設計)が担保され、再生可能資源としての実績がある製品が存在する。印刷物として使用する用途・目的が明らかであって、使用部位、廃棄又はリサイクル方法やリサイクル適性を記載すればグリーン購入の対象となるという認識で良いか。	印刷の備考1に示されているとおり、紙製の印刷物を印刷する役務を対象としており、炭酸カルシウムなどの無機物を主要材料とするものへの印刷は、特定調達品目(国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)の対象ではありません。グリーン購入法の運用上、主要材料とは、原則、製品重量の50%以上を占める材料を指しています(「グリーン購入の調達者の手引き」等参照)。	1
食堂	リサイクルに適していると認められるペットボトル等はワンウェイプラスチック製の容器等から除外すべき。	プラスチック資源循環戦略におけるワンウェイの定義は「通常一度使用した後にはその役目を終えること」であり、ペットボトルはワンウェイのプラスチックに該当しますが、ペットボトルをはじめ、リサイクルに適した設計がなされ、資源として再生利用できるプラスチックについては資源回収・リサイクルを通じ、国内における資源循環が図られるよう、普及啓発に努めてまいります。	1
	ペットボトルがワンウェイプラスチックであるとの表現は、使用後の適切な排出行動への誤解を与え、プラスチックの適切な資源回収を損なう恐れがある。国民の意識を「リサイクルに適した設計がなされ、高い回収率及びリサイクル実績があるペットボトルのようなプラスチックは何度も使える大切な資源である」ことに変換していく必要がある。	具体的なグリーン購入法における取扱いについては、プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品が上市された場合は、改めて対応を検討することとします。	1
会議運営	飲料を提供する場合に、現行の繰り返し利用可能な容器等の使用に加え、リサイクルに適していると認められるペットボトルを追加すべき。	プラスチック資源循環戦略におけるワンウェイの定義は「通常一度使用した後にはその役目を終えること」であり、ペットボトルはワンウェイのプラスチックに該当しますが、ペットボトルをはじめ、リサイクルに適した設計がなされ、資源として再生利用できるプラスチックについては資源回収・リサイクルを通じ、国内における資源循環が図られるよう、普及啓発に努めてまいります。	1
	ペットボトルがワンウェイプラスチックであるとの表現は、使用後の適切な排出行動への誤解を与え、プラスチックの適切な資源回収を損なう恐れがある。国民の意識を「リサイクルに適した設計がなされ、高い回収率及びリサイクル実績があるペットボトルのようなプラスチックは何度も使える大切な資源である」ことに変換していく必要がある。	具体的なグリーン購入法における取扱いについては、プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品が上市された場合は、改めて対応を検討することとします。	1

意見		対応方針	計
⑦その他			2
認定プラスチック使用製品の取扱い	環境配慮設計認定製品の認定(上市)が決定した際は、時期を問わず、認定(上市)と同時にグリーン購入法の調達対象商品として扱われる処置(例えば、プラ新法のウェブサイトにて認定製品として掲載された時点で、調達対象商品として扱う)を強く要望する。	今後参考とさせていただくためのご意見として、掲載させていただきます。 なお、グリーン購入法に基づく基本方針に定めるとおり、「特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行う」とされており、特定調達品目検討会における審議を経て決定されるものです。 プラスチック使用製品設計指針に基づき製品分野ごとの設計認定基準が策定された段階で、特定調達品目検討会において検討を開始することとしています。	2